

芸能関係事務所の 人事労務管理セミナー

～これだけは知っておきたいこと、配慮が必要なポイント～

主催（一社）三田労働基準協会(幹事)

（一社）品川労働基準協会・渋谷労働基準協会

政府が最重点課題としている長時間労働撲滅の取組を踏まえた、適正な労働時間管理と残業手当の支払が求められております。また、高校生以下の年少者を使用する場合（中学生以下の児童は所轄労働基準監督署長の許可が必要）は、労働基準関係法令で就業に様々な制限を設け保護が図られています。

更に、舞台出演者等の労災保険請求が増加しているため、政府は映像制作・演劇などを営む芸能関係事務所の加入強化を進めており、早急な対応が必要です（別紙リーフレット）。

人事労務担当者に留意していただきたいとについて、専門家が分かりやすく解説します。

記

- 1 日時 平成29年4月28日(金) 14:00～16:00（開場・受付は13:30～）
- 2 会場 三田労働基準協会ビル 1階研修センター
港区芝4-4-5（裏面案内図参照）
- 3 講師 古澤和哉氏 特定社会保険労務士
- 4 内容 ①労働基準法上の労働者とは
②出演者が労働者とされる具体的な例
③18歳未満の年少者を使用する場合に守らなくてはならない労働基準関係法令
④社員の労働時間管理と賃金等
⑤短期間でも1人でも加入しなければならない労災保険制度
⑥労災保険で受けられる給付とは
- 5 受講料（消費税・資料代含む） 会員 4,000円 それ以外の方 6,000円
- 6 定員 30名
- 7 申込方法等

- ①受講申込：裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて Fax(03-3451-7692)して下さい。
- ②申込受付と受講料の振込：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後2週間以内（到着から4月21日まで2週間ない場合は4月21日（金）まで）に次の銀行口座にお振込み下さい（振込手数料はご負担願います）。

・銀行名	三菱東京UFJ銀行田町支店	・口座番号	普通預金 0397963
・口座名義	一般社団法人 三田労働基準協会	・名義人住所	東京都港区芝4-4-5
・振込人名の前に、講習会の月日を記入下さい（例 0428 ○○カインジャ等）			

- ③受講の取消：4月21日（金）までの取消しは受講料を全額返還いたします（振込手数料はご負担願います）。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おき下さい。

- ④受講者は、Faxされた受講票を当日持参し受付にご提出下さい。

- 8 問い合わせ先(一社)三田労働基準協会 港区芝4-4-5 URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>